

船舶設備規程等の一部改正について

平成15年9月

国土交通省

1. 改正の背景

GMDSS（全世界的な海上遭難安全システム）に係る通信設備については、1988年のSOLAS条約の改正にともない、船舶安全法関係省令を改正して平成4年2月1日より適用してきました。当該改正ではGMDSSがこれまでの通信システムを根本的に変更したものであることから、規則上は、従来の通信設備との併用若しくは7年間で段階的に移行できるよう規定していました（1999年1月31日まで）。今般、IMO（国際海事機関）のMSC75（第75回海上安全委員会：2002.5.15～5.24）において、GMDSS適用船舶が全船それに完全移行したことにともない、従来の通信設備との併用については規則上意味を持たない規定となったことからSOLAS条約附属書第4章（無線通信）の改正が行われました。また、同条約第2章（航行の安全）が改正され、新たに船内に航空・海上における搜索・救助手引書の備え付けが義務付けられることとなりました。これらの改正された条約はいずれも2004年1月1日から発効することとなっています。そのため、船舶安全法関係省令を改正してこれらを国内規則に取り入れることとします。

2. 改正の概要

(1) 条約証書のうちの無線設備に係る詳細項目の一部を削除

旅客船安全証書のための設備の記録（様式P）

貨物船安全無線証書のための設備の記録（様式R）

貨物船安全証書のための設備の記録（様式C）

～ の条約証書のうち、「無線電話遭難周波数（2,182 kHz）聴取受信機」欄及び「無線電話緊急信号（周波数が2,182 kHzのもの）発生装置」欄を削除します。

（海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令関係）

(2) 搜索救助手引書の備え付け

下記に掲げる船舶には、船内に国際航空海上搜索救助手引書第3巻を備え付けることとします。

国際航海に従事する総トン数150トン以上の船舶及び国際航海に従事しない総トン数500トン以上船舶

非自航船であって人員を搭載した国際航海に従事する総トン数150トン以上の船舶及び国際航海に従事しない総トン数500トン以上の船舶

国際航海に従事する総トン数150トン以上の漁船及び総トン数500トン以上の漁船（船舶設備規程関係、漁船特殊規程関係）

3. スケジュール(予定)

公 布： 平成15年11月上旬

施 行： 平成16年1月1日（条約発効日）